

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇九段会計通信 Vol. 90のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック  
配偶者控除の見直しについて
- 温故知新な
- 東京経営者大学のご案内！
- 編集後記

こんにちは！代表の高木です。

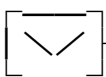
クリスマスイルミネーションが輝く季節となりました。

今年も残すところ、あと半月です。  
仕事に忘年会と多忙な時期ですが、  
体調管理に気を付け年の瀬を迎えたいですね。

それでは今月のメルマガをお送り致します。

宜しくお願い致します！

代表・税理士 高木 功治



≡ ■ こんなときどうなる？身近な税務トピック

～配偶者控除の見直しについて～

師走を迎え、来年度の税制改正へ向けた動きが活発になっております。  
今回はその中でも注目を集めている配偶者控除について、解説致します。  
なお、記事は12月5日の現況で記載しています。  
議論の最中の案件ですので、今後変更もあるかと思込まれますので、  
ご了承ください。

1. 現行の配偶者控除及び関連論点について  
配偶者に関して、〇〇万の壁という表現は、よく聞かれます。  
現行の制度で具体的なものとしては、次のものがあります。

(1) 100万円  
地方自治体が課税する住民税のうち、所得割が課税されるか否かのラインです。  
この金額以上の収入がある場合、住民税が課税されます。  
※ なお、自治体により違いがあります。

(2) 103万円

年末調整・確定申告等で国が課税する所得税について、課税されるか否かのラインです。この金額を超える場合、所得税及び住民税で配偶者控除を受ける事が出来ません。なお、141万円までは、配偶者特別控除を受ける事が出来ます。

(3) 130万円

社会保険料の計算上、扶養親族となれるか否かのラインです。この金額を超える場合、超えた配偶者は自身の健康保険・年金を自分で負担しなくてはなりません。(1)及び(2)は配偶者特別控除もありますので、段階的に負担が増えていく形になりますが、(3)は負担が一気に跳ね上がりますので、最もインパクトが強いラインだと言えます。

2. 制度の改正について

改正案として報道されている内容としましては、  
1. (2)の103万円のラインを150万円にしようという案です。また、141万円の配偶者特別控除のラインを201万円にして、枠を拡大させようとしています。

目的としては、世帯単位での収入を増やしつつ、103万円の枠によりパート・アルバイト等で働く方の勤務時間が制限され、企業の経済活動にマイナス要因となっている実態を改善しようというものです。

1. (1)については、具体的な話は上がってきていないようですが、税法の論点ですので、改正の対象になるものと見込まれます。

ただし、1. (3)の130万円の壁の改正については、話題に挙がっておりません。130万円を超えた場合の社会保険料の負担を考えると、130万円で給与を抑えても、150万円前後まで働いても、手取り額が同じくらいになってしまう可能性があります。そのため、実質的なラインが150万円ではなく、130万円になってしまう恐れがあります。

与党税調や財務省が検討している範囲はあくまで租税の改正の話ではありますが、制度が形骸化しないように、社会保険料のラインについても、一体となって協議されるべきと考えます。

今後、税制改正について進展がありましたら、メールマガジンを始め、随時お伝えして参りますので宜しくお願ひ申し上げます。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至



## ≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

---

「過去の輝かしい栄光よりも大きな夢を持とう」

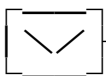
-ダグラス・アイベスター（コカ・コーラ社元CEO）-

昨今の時代の流れについていくには、常に変化が求められています。  
理想を追い求め、成長していくには過去の栄光よりも  
将来を見据え、夢や目標に向かって努力することが重要だと考えております。

時代の変化について行けなければ恐竜のようにいつか滅びます。  
変化を恐れずにどんどんチャレンジすることが大事ですね。

過去の成功にしがみつくとではなく、新しいことにチャレンジし続けて  
さらに大きい成功を掴み取りたいです。

メールマガジン編集担当 遠藤 洋輔



## ≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

---

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第4期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた  
コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために  
提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、  
それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、  
経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

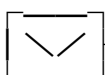
そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、  
顧問させていただいている私たちの立場から、  
継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、  
短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、  
今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、  
新たなビジネスチャンスを手に入れた方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、  
各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：成田 縁・塩田俊彦



#### ≡ ■ 編集後記

---

早いもので、今年も残り1か月を切りました。  
今年には私自身待機児童問題に直面し、  
女性の働き方を改めて考える機会がありました。  
配偶者控除の見直しがされ、  
女性が活躍しやすい社会にしようと国は動いていますが、  
まだまだ環境が整うのは先のように思います。  
人手不足の現状では、女性に活躍してもらわざるを得ないと思うので、  
国など自治体の動向を見ながら、  
会社独自で環境整備が必要になるかもしれません。  
まだまだ助成金があつたりするので、アンテナをはって  
お客様によりよいご提案をしていければと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

---

#### ☆ 広告

★ ツイッターにてつぶやき中！  
フォローミー！ @kudan-kaikei (フォロー返します☆)

★ FaceBook始めました！  
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！  
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。  
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、  
是非御一報下さい！ 所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。  
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も  
対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら  
各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074  
東京都千代田区九段南4-3-1  
滝ビル3F  
TEL 03-3222-5271  
FAX 03-3222-5270  
URL <http://www.kudan-tax.jp/>  
mail info@kudan-tax.jp